別表十七（二の二）付表三　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第66条の５の２第８項（調整対象金額に係る調整額の計算）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七(二の二)の三を次のように改める。

別表十七（二の二）付表三　調整対象金額に係る調整額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定子法人の名称		1			
本店又は主たる事務所の所在	国名又は地域名	2			
	所在地	3			
特定子法人事業年度		4	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・
同上の期間のうち法人の事業年度開始の日前の期間を除いた期間		5	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・
関連者支払利子等の額の合計額（別表十七(二の二)付表一「10」）		6	円	円	円
同上のうち特定子法人に対して(5)の期間に支払われたもの		7			
調整対象金額（別表十七(二の二)「22」）×$\frac{(7)}{(6)}$		8			
特定子法人に係る課税対象金額等（別表十七(三)「35」又は別表十七(三の二)「22」）		9			
特定子法人に係る調整対象超過利子額の当期損金算入額（別表十七(二の三)「22」）		10			
小計 (9)－(10)		11			
(8)と(11)のうち少ない金額		12			
合計（(12)欄の合計）		13			

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）